

基礎となる衛生管理を行うためにまずはここから

専門家による衛生検査 参加事業所募集！

食品衛生法の改正に伴い、食品を製造している事業所には「HACCPの考え方にもとづく衛生管理の導入」が求められておりますが、導入のためにはまずは一般的な衛生管理を行うことが必要となってまいります。そこで専門家が事業所を訪問し、衛生管理についてアドバイスを行う衛生検査プログラムを実施いたします。ぜひ、ご活用ください。

期間

令和2(2020)年8月～令和3(2021)年3月

対象

千葉県内食品製造・加工を行っている就労継続支援事業所

費用

会員：15,000円 非会員：35,000円

- ・ 厨房等現場一か所につき、衛生管理検査2回分(通常、検査1回分25,000円)
- ・ 1回目の検査終了後、振興センターから報告書と請求書を送付します。

1回目 訪問検査	8月～12月実施 滞在時間：約2時間	申し込みいただいた事業所へ検査機関担当者が訪問。 ビジュアル検査、微生物検査(食品検査1検体、ふき取り検査3検体)を実施します。
衛生検査 報告書送付 (改善活動期間)	報告書到着 ～2回目訪問まで	訪問結果を報告書として送付いたします。報告書には「優先改善事項」「指摘備考(写真報告)」他、訪問結果を点数化しています。2回目の訪問までに点数アップに向けて改善活動に取り組んでください。
2回目 訪問検査	11月～3月実施 滞在時間：約2時間	改善活動の取り組んだ結果を、再度検査機関担当者がチェックします。あらたな改善事項を報告書にまとめて指摘していきます。

・新型コロナウイルスの感染防止対策を講じて実施予定ですが、状況によっては中止、変更とさせていただきます。

検査機関：株式会社 生活品質科学研究所

お問い合わせ・お申込み

特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター

TEL.043-202-5367 FAX.043-202-5368

〒260-0856千葉市中央区亥鼻2-9-3 <http://jusan-kassei.or.jp/>